

第5章 大綱・基本方針

東海地方最大規模を有する史跡浅間古墳は、太平洋沿岸の交通の要衝に造られ、スルガにおいて水上・陸上交通を掌握したスルガの王墓に位置づけることができ、さらに倭王権の広域ネットワーク化の確立という政治的、社会的状況を今に伝える貴重な古墳であり、それにふさわしい保存と活用を行政と市民がともに取り組むにあたり、本計画の基本方針を示す。

1. 保存管理

- 浅間古墳の指定地は前方後方墳の姿をよく残しており、将来にわたって保存するために、保存管理上、影響を及ぼすものについては原則取り除いていく。
- 浅間古墳の範囲を確定し、史跡に指定されていない部分については追加指定を目指すとともに、既に指定されている範囲と一体的な保存管理を行う。
- 浅間古墳を取りまく周辺農地が適切に管理され、景観が維持されるように土地所有者等と調整を図る。

2. 活用

- 浅間古墳を含めた「古墳を活かしたまちづくり」を地域住民と協働してすすめ、日常管理やイベントの実施を通じて地域の賑わいや生涯学習の場を維持・創出する。
- 市内の小中学校や高等学校と連携した地域学習の機会をより充実させ、AR や VR などの ICT を活用し、次世代を担う若者目線での情報を発信する。
- 浅間古墳周辺の文化財や豊かな自然、アクティビティを結び付けるとともに、隣接する市町とも連携した周遊コースの設定により健康増進機会を提供する。

3. 調査・研究

- 浅間古墳の範囲や築造方法、埋葬施設の形状などを正確に把握するとともに、葺石の残存状況や後世の改変等を適切に把握するため、史跡指定地内外における発掘調査を計画的に実施する。
- 大学や研究機関、隣接する市町との共同研究を実施し、浅間古墳のもつ考古学的位置づけをより明確にする。

4. 整備

- 浅間古墳を適切に保存するために必要な保護工事や計画的な樹木の管理、伐採を行う。
- 安全に浅間古墳を見学できる見学道を整備するとともに、浅間古墳へのアクセスルートを整備し、駐車場やガイダンス施設、便益施設の整備を行う。

5. 体制・運営・連携

- 浅間古墳の保存活用は、管理団体である富士市が所有者とともに適切に行うことを基本とする。
- 富士市は、文化財課、庁内連携、専門家の指導助言組織などについて、必要に応じて既存の組織を見直して、浅間古墳の保存活用事業にかかる適切な体制を整える。
- 維持管理や公開活用事業の充実を図るため、富士市は須津地区まちづくり協議会と連携し、浅間古墳に関する活動が広がるよう体制整備を進める。

第6章 史跡の保存管理

第1節 ゾーン区分

浅間古墳の確実な保存（保存管理）を図るため、史跡指定地とその周辺を4つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた保存（保存管理）の方向性を示す。なお、ゾーン区分については、今後の発掘調査の成果などにより変更の必要性が生じることも想定される。

1. 史跡指定地

(1) 古墳墳丘ゾーン

史跡指定地は、浅間古墳の本質的価値（墳丘）が占めており、史跡としての保存を確実に行う区域である。

2. 史跡指定地外

(1) 古墳遺構ゾーン

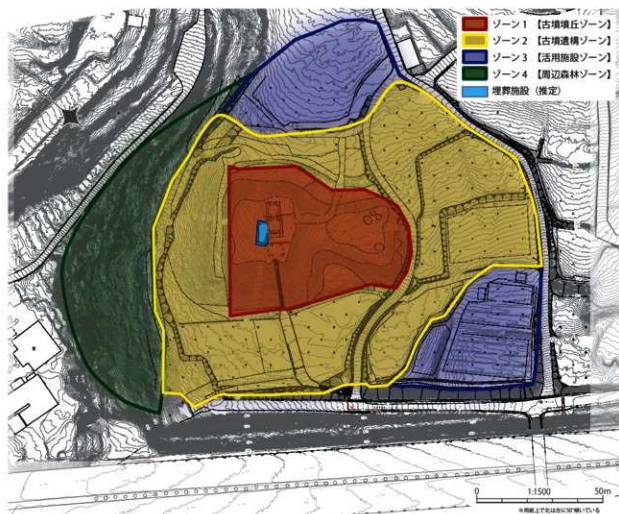
浅間古墳の一部であるが、指定されていない区域である。墳丘や周溝、墳丘南側の平坦部などが含まれ、指定地と同様に保存すべきであることから、追加指定を目指す区域である。

(2) 活用施設ゾーン

古墳築造に伴う遺構は存在しないが、墳丘全景を視認しやすい区域である。浅間古墳の墳頂からの眺望を阻害しないことを前提に、公開・活用のための施設づくりを目指す区域である。

(3) 周辺森林ゾーン

浅間古墳が立地する丘陵斜面に該当する区域である。史跡の周辺環境として、環境保全に努める区域である。



第110図 計画地のゾーニング

第2節 保存の現状と課題

史跡内外における各構成要素に関する現状と課題は、第7表のとおりに整理される。

なお、指定後の現状変更や保存・管理に伴う措置を再確認したところ、現在、市で確認できる最も古い記録は、平成元年の狛犬設置事業である。

第7表 保存管理に関する現状と課題

区分	構成要素			現 状	課 題
史跡 浅間古墳 〔古墳墳丘ゾーン〕	構成要素A 本質的価値を構成する要素	地上に表出している要素	墳丘	・樹木、雑草の繁茂が著しい箇所があり、古墳の視認性を損ねている。 ・墳丘の流出や墓石の崩落が認められる。 ・倒木による掘り返しがある。	・見通しの良い状況を保つための管理作業の継続。 ・墳丘き損箇所等の保存修理の検討。 ・倒木のおそれの高い樹木の除去。
		地下に埋蔵されている要素（遺構）	埋葬施設	・後方に埋葬施設の存在がほぼ確定できている。	・埋葬施設の保存。
			周溝等	・窪地状の地形は認められるが、周溝等の遺存状態が不明。 ・古墳築造時の造成範囲を把握していない。	・地下に埋蔵されている遺構の把握（周溝等の残存状況及び築造時の造成範囲）。
	構成要素B 本質的価値を構成する要素以外の要素	史跡の保存・活用上、調整を必要とする要素	①樹木	・史跡全体に樹木（高木・低木）が生育しており、基本的な情報（位置、樹種、高さ、太さ）を得るために調査済み。	・樹木調査の成果に基づき、剪定・伐採等の管理計画の策定。
			②建築物	・浅間神社の社殿が立地。	・史跡の保存を考慮した社殿のあり方の検討。
			③工作物	・墳頂に浅間神社関連の狛犬などの工作物や電気配線がある。 ・墳丘斜面の石段の一部が崩れている。 ・史跡の範囲を現地で明示していない。	・必要性を勘案した上で、移設を含めた取扱いの検討。 ・墳丘を損なわない範囲で石段等の工作物の維持。 ・土地境界標の設置。



第111図 後方に占地する浅間神社の社（南から）



第112図 説明看板記載（南から）

区分	構成要素		現 状	課 題
未指定範囲 【古墳遺構ゾーン】 【古墳活用ゾーン】 【周辺森林ゾーン】	構成要素C 本来、本質的価値を構成する要素とすべき要素		・墳丘の流出や葺石の崩落が認められる。 ・墳丘規模は推定されているが、発掘調査は未実施である。 ・樹木、雑草の繁茂が著しい箇所があり、古墳の視認性を著しく阻害している。	・墳丘き損箇所の仮養生と保存修理の検討。 ・保護すべき範囲を明確にするための墳丘範囲等の把握。 ・見通しの良い状況を保つための管理作業の継続。
			・周溝の一部、墳丘前面平坦部	・保護すべき範囲を明確にするために、地下に埋蔵されている周溝等の範囲の把握。
	構成要素D 史跡の指定地外にある周辺環境を構成する要素	史跡の保存・活用・資する要素(D1)	・標識・解説看板等	・解説看板には指定範囲の図示がなく、史跡価値の説明も不十分。
		史跡の保存・活用・調整を必要とする要素(D2)	・鳥居、参道、電柱、農道	・浅間神社が管理を目的とした鳥居、参道、電柱等の工作物が設置されている。 ・農道により墳丘、周溝の一部が削平を受けている。
		環境保全に必要な要素(D3)	・山林・農地	・耕作放棄地や竹林の取り扱いの検討。 ・浅間古墳の見通しを確保。
			・良好に管理されている農地と、放棄されている農地、竹林がある。 ・傾斜地に樹木が覆い茂っており、古墳の見通しが悪い。	

第8表 令和6年度までに実施した保存管理に関する現状変更・事業

年度	件名	区分	発	宛	日付・目的
平成元	狛犬の設置	現状変更 (文化庁)	氏子代表	文化庁	平成元年8月31日/史跡の現状変更許可申請
			文化庁	氏子代表	平成元年10月31日/現状変更(狛犬設置)許可証
			市教委	文化庁	平成元年10月31日/現状変更(狛犬設置)の通知
			氏子代表	文化庁	平成3年2月26日/現状変更の終了(届出)
平成2	石灯籠の設置	現状変更 (文化庁)	氏子代表	文化庁	平成3年2月26日/現状変更許可について(申請)
			文化庁	氏子代表	平成3年8月3日/現状変更(浅間神社石灯籠設置)許可証
			文化庁	市教委	平成3年8月3日/現状変更(浅間神社石灯籠設置)(通知)
			氏子代表	文化庁	平成3年11月15日/現状変更の終了(届出)
平成3	浅間古墳 標識設置	補助事業			平成3年10月21日/文化財保存費補助金交付申請書
			県知事	市教委	平成3年11月11日/平成3年度文化財保存事業費補助金の交付決定
					平成3年12月20日/事業完了
			市教委	文化庁	平成4年1月14日/史跡の標識設置事業の終了(届出)
平成6	神社屋根瓦 葺き替え及び 樹木の枝打ち	現状変更 (文化庁)	氏子代表	文化庁	平成7年2月9日/史跡の現状変更許可(申請)
			県教委	氏子代表	平成7年3月3日/現状変更(屋根修理・枝打ち)(通知)
			氏子代表	文化庁	平成7年11月29日/現状変更の終了(報告)
平成15	枯損木伐採	—	—	—	平成15年6月1日/業務委託契約
					平成15年8月30日/業務完了
平成23	台風15号に よる倒木・ 墳丘の損傷	き損届			平成23年9月21日/台風15号の暴風による樹木と墳丘のき損
			市教委	文化庁	平成23年9月30日/き損届
平成23	風倒木の処理	—	—	—	平成23年12月19日/増川浅間古墳風倒木処理工事
平成23	枯損木処理	—	—	—	平成24年1月12日/事業完了
平成24	浅間古墳 案内板設置	(指定地外)	市教委	市建設総務課	平成25年3月15日/道路占用並びに土木工事施工許可申請(伺い)
			市建設総務課	市教委	平成25年3月31日/道路占用並びに土木工事施工許可(占用期間平成25年3月31日から平成30年3月31日)
平成25	枯損木剪定	—	—	—	平成26年3月13日/事業完了
平成28	案内板修繕	—	—	—	平成29年3月13日/負担行為何:文化財案内板修繕代 平成29年3月29日/事業完了
平成29	浅間古墳案内 看板設置	(指定地外)	市教委	市建設総務課	平成30年2月15日/道路占用継続申請(伺い)
			市建設総務課	市教委	平成30年3月9日/道路占用並びに土木工事施工許可書(継続) (占用期間平成30年4月1日から平成35年3月31日)
令和元	地中探査	—	—	—	令和元年8月30日~令和2年3月19日
令和2	防犯カメラ 設置	—	市教委	氏子総代	令和2年4月6日/国指定史跡浅間古墳における防犯カメラの設置依頼について
令和2	古墳地形測量	—	—	—	令和2年6月1日~令和2年9月30日(45,000平米)
令和2	方向表示板 改修	—	—	—	令和3年12月8日/指定文化財(浅間古墳)方向表示板改修
					令和3年1月21日/事業完了
令和3	案内シート 設置	—	—	—	令和3年5月17日/指定文化財(浅間古墳)案内シート設置業務委託
					令和3年6月11日/事業完了
令和3	古墳地形測量	—	—	—	令和3年9月24日~令和4年2月28日(90,000平米)
令和5	古墳現況測量	—	—	—	令和5年9月14日~令和5年12月28日(20,000平米)
令和5	古墳樹木調査	—	—	—	令和6年3月20日ほか

第3節 保存の方向性

1. 史跡指定地

- 浅間古墳の指定地は前方後方墳の姿をよく残しており、将来にわたって保存するために、保存管理上、影響を及ぼすものについては原則取り除いていく。

2. 史跡指定地外

- 浅間古墳の範囲を確定し、史跡に指定されていない部分については追加指定を目指すとともに、既に指定されている範囲と一体的な保存管理を行う。
- 浅間古墳をとりまく周辺農地が適切に管理され、景観が維持されるように土地所有者等と調整を図る。

第4節 保存の方法

1. 指定地内の管理方法

浅間古墳の指定地内における管理方法は以下のように整理する。

第9表 指定地内の管理方法

区 分	古墳墳丘ゾーン
面積（略測）	3,269m ²
区域の性格	史跡指定地は、浅間古墳の本質的価値（墳丘）を有する場所であり、史跡としての保存を確実に行う区域である。
現 状	後方部墳頂には、浅間神社社殿とそれに伴う工作物がある。 墳丘全体が樹木に覆われている。
管理方法	● 地域住民や関係団体などと連携し、清掃美化活動の定期的・持続的な実施を図るとともに、墳丘や遺構、樹木などの定期的な点検を行う。 ● 墳頂の浅間神社の社殿や石階段、工作物などが保存に影響をおよぼすことが明らかとなった場合は、移設を含めた対応を検討する。 ● 墳丘保存に影響を及ぼす樹木は、原則として除去するが、伐採に際して、墳丘のもつ保水性の低下などの環境変化が原因となる墳丘流出などが懸念されることから、専門の見地に基づいた管理、伐採方法を計画する。 ● 墳丘流出が懸念される箇所については、保護のための盛土をするなど保護工事を実施する。 ● 天災等による史跡のき損や衰亡が認められる場合は、関係機関と連携の上、速やかな復旧を行う。
公有地化の方針	神社地のため、現状のままとする。ただし、所有者（浅間神社）から申し出があった場合は、公有地化を検討する。

2. 指定地外の管理方法

浅間古墳の指定地外における管理方法はゾーンごとに以下のように整理する。

第10表 指定地外の管理方法（1）

区 分	古墳遺構ゾーン
面積（略測）	12,297m ²
区域の性格	浅間古墳の一部であるが、指定されていない区域である。墳丘や周溝、墳丘南側の平坦部などが含まれ、指定地と同様に保存すべきであることから、追加指定を目指す区域である。
現 状	墳丘斜面には葺石と考えられる川原石が散見され、特に後方部西側の崖状に掘削されている部分については散乱している状況にある。また、現況観察から墳丘北側には周溝が存在すると想定される。 墳丘の北側は市有地で草刈りなどを継続的に実施している。 墳丘の南側には茶畑の耕作放棄地が存在するほか、竹林の適切な管理が行われておらず、墳丘に竹が広がりがつつある。
管理方法	●地域住民や関係団体などと連携し、清掃美化活動を継続するとともに、墳丘の崩落箇所や倒木の恐れのある樹木等を定期的に点検する。 ●墳丘保存に影響を及ぼす樹木は、原則として除去するが、伐採に伴う環境変化が原因となる墳丘流出などが懸念されることから、専門的見地に基づいた伐採計画を検討する。 ●墳丘流出が懸念される箇所については、保護のための盛土をするなど保護工事を実施する。 ●天災等によるき損や衰亡が認められる場合は、関係機関と連携の上、速やかな復旧を行う。 ●範囲確認調査を行い、浅間古墳に包括される遺構が発見された場合は、地権者や耕作者の理解と協力を得たうえで、追加指定について積極的に検討する。 ●説明板の更新と境界杭を設置する。 ●荒廃農地となっている箇所や管理されていない竹林については、その解消にむけて地権者と協議する。
公有地化の方針	浅間古墳の保存・活用及び整備を進めるため、地権者の理解と協力を得ながら、土地の公有地化を行う。

第11表 指定地外の実施方法(2)

区 分	活用施設ゾーン
面積(略測)	3,618.67m ²
区域の性格	古墳築造に伴う遺構は確認できていないが、墳丘全景を視認しやすい区域である。浅間古墳の墳頂からの眺望を阻害しないことを前提に、公開・活用のための施設づくりを目指す区域である。
現 状	お茶や柑橘系作物の畑
管理方法	●文化財保護法『周知の埋蔵文化財包蔵地』として管理する。 ●畑地としての良好な維持管理による環境保全に努める。
公有地化の方針	浅間古墳の活用及び整備を目指す土地として、公有地化を検討する。

第12表 指定地外の実施方法(3)

区 分	周辺森林ゾーン
面積(略測)	5,151.65m ²
区域の性格	浅間古墳が立地する丘陵斜面に該当する区域である。史跡の周辺環境として、環境保全に努める区域である。
現 状	民有地ではあるが、樹木は比較的伐採されている。
管理方法	●古墳の視認性の観点から、必要に応じた樹木の除去や高さのコントロールなどを検討し、土地所有者に協力を求める。
公有地化の方針	公有地化は行わない。

3. 指定地の現状変更等の取扱い

(1) 現状変更等の許可を必要とする行為

浅間古墳の墳丘や埋葬施設、周溝等の遺構に対して何らかの影響を及ぼす土地の改変（掘削・盛土・切土等）や、土地の状態の変化（建築物の建設・工作物の設置等）が現状変更等にあたる。これらの行為は、その内容によっては遺構を損ない、史跡としての保存継承を妨げる要因となるおそれがある。このため、文化財保護法により現状変更等の制限（文化財保護法第125条）

第13表 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの（申請先）	根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）	浅間古墳における例
文化庁長官	■文化財保護法第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。 【上記の「ただし書き」】 ※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について、影響が軽微である場合は、この限りではない。 ※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則：第14表を参照）第4条の規定に基づく	【現状を変更する行為】（軽微である場合を除く） ○浅間神社社殿の増築・改築・除却 ○工作物（浅間神社関連の狛犬・灯籠・石造物や階段等）の内、設置の日から50年を経過している工作物の改修・撤去 ○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存・整備 ○土地形状の変更、掘削 ○見学路の新設 ○枯死した樹木の伐根 【保存に影響を及ぼす行為】 ○遺構・建造物の取掘り ○地下遺構の直上における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為
	■文化財保護法施行令第5条第4項 ○小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120㎡以下）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他の形状の変更を伴わないものに限る。） ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管、その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等） ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など	【現状を変更する行為】（軽微である場合を除く） ○イベントなどに利用される仮設テントの設置 ○工事に伴うプレハブの事務所や倉庫、仮設トイレ等の設置 ○工作物（フェンス、鳥獣対策の柵、ベンチ、水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、看板、電柱など）の設置・改修・撤去…「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為（影響が軽微である場合は除く）」以外の場合 ○文化財保護法第115条にある管理に必要な史跡標識・解説板・境界標の設置・改修 ○倒れていない枯損木・危険木の伐採
	富士市教育委員会（文化財課）	

があり、史跡指定地内において、現状変更等を行おうとする場合には、原則として文化庁長官の許可が必要となる。

(2) 現状変更等の許可の区分

文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を伴わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。また、同項には「ただし書き」があり、許可を必要としない行為が規定されている（第13・14表参照）。

第14表 現状変更等の許可を必要としない行為

■文化財保護法第125条第1項ただし書（現状変更等の制限及び原状回復の命令）	
ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	
根拠法令等と行為の内容 (抜粋、要約)	浅間古墳における例
維持の措置 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第4条	○き損等からの現状復旧（※1） 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は喪失している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ・部分的にき損している墳丘などの現状復旧 ・一部が崩れている石階段の石組などの現状復旧など
○き損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は喪失している場合において、当該き損又は喪失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は喪失し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	・き損している墳丘への一時的なシート、土嚢の設置など ・枯死した木竹の除去（保存に影響を及ぼす伐根は除く）など（既に倒れているものは一般的な管理行為で対応）
非常災害のために必要な応急措置	・崩落や浸水を防ぐ土嚢の設置 ・シートによる遺構の保護 ・立入禁止柵などの設置 ・倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など（ただし、遺構に伴う葺石や土器など混入に注意する。）
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	・危険木、史跡の利用上支障となる樹木の除去（剪定が伐採かで対応が変わるため、許可の必要な行為かどうか個別に検討する。）
一般的な管理行為	・浅間神社社殿に対する日常的な維持管理 ・木竹の管理（剪定、除草、下刈、つる切りなど） ・倒木の除去

※1 復旧

史跡等がき損し喪失している場合に、き損又は喪失する前の状態に戻すこと。

さらに、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、当該都道府県または当該市の教育委員会がその事務を行うとあり、浅間古墳の場合は、富士市教育委員会（文化財課）が担当している。

（３）現状変更等の取扱原則と取扱基準

（ア）現状変更等の取扱原則

浅間古墳については、史跡の本質的価値を構成する要素を対象とした整備（遺構の保存・活用に伴う整備、復旧、遺構の表現など）、及び史跡の保存、公開・活用、管理運営に伴う整備などの現状変更等の行為が想定される。

史跡を確実に保存し、後世に継承するため、史跡指定地内における現状変更等は、本質的価値を構成する要素の調査・研究、保存管理・活用に資するもの、防災に関するもの以外は認めないことを原則とする。

（イ）現状変更等の取扱基準

指定地内における現状変更等について、取扱基準を第15表のように定める。また、史跡指定地外の取扱方針についても区域ごとに第16表のように定める。

取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて、国・県の指導・助言を受け適正に対応する。先にも記した文化庁長官の許可を必要とする現状変更については、富士市教育委員会（文化財課）が窓口となり申請書を受け、関係法令及び現状変更等の取扱基準をもとに内容を確認し、受けたものを静岡県に意見を付して進達（副申）する。なお、静岡県へ副申した申請書は、その後静岡県が文化庁長官に副申し、文化庁で可否の審査が行われる。

現状変更に関しては、問い合わせ（相談・事前協議）を含めて、記録様式を作成して、年月日、問い合わせ・申請者名、内容、管理団体としての対応などを記録する。

第15表 現状変更等の取扱方針・基準

現状変更等の取扱方針			本質的価値を構成する要素の調査・研究、保存管理・活用に資するもの、防災に関するもの以外は認めない。
現状変更等の取扱基準	共通事項		○史跡の保存・整備のための発掘調査、遺構の保存修理及び表現、史跡に相応しい景観形成のための樹木伐採や植栽、既存の建築物・工作物の改修・移設・撤去などを除き、原則として現状変更は認めない。
	建築物	新築・建替	○建築物の新築は認めない。 ○既存社殿の建替については、所有者の意向と遺構の保存の両立が図れる場合のみ認める。
		修繕・部分改築・除却	○既存社殿等の修繕・部分改築については、現況を大きく変更しない内容の場合のみ認める。除却は認める。
	工作物	設置（新設）	○史跡標柱や解説板等の保存施設、案内板の管理・公開の施設、防災・防犯施設や電気・照明施設等の維持管理施設、雨水排水等の埋設物及び鳥獣被害対策の施設等、史跡の保存のために必要な施設・設備以外の工作物については、原則として設置（新設）を認めない。 ○史跡の保存・活用のために必要な施設・設備の工作物を設置（新設）する場合は、遺構の保存や景観に配慮した工法、材料によることとする。
		改修、撤去	○既設工作物については、適切な維持管理や改修等を行う。 ○き損や老朽化等による工作物の撤去を認める。
	土地の形状の変更		○墳丘の保存や修復・復元、遺構の表現などを除き、土地の形状の変更を認めない。
	木竹伐採・伐根		○遺構・地形の保存や防災的観点から、必要な木竹の伐採は認めるが伐根は原則として認めない。
	植栽		○遺構に影響のあるものは、原則として認めない。

伐採：伐採とは幹及び根を切断して除去すること。木竹等の維持管理として実施する伐採と支障木竹等の処理に伴う伐採がある。

改修：改修とは劣化した建物等の性能、機能を初期の水準を超えて改善すること。

建築物：建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの。

新築：新築とは現状で建築物のない土地に新たに建築物を建築すること。

建替：建替とは既存の建築物を柱や梁などの基礎部分から取り壊し、更地の状態にしてから新たに建築すること。

修繕：修繕とは損傷した建築物の部分を、同じ材料や形状、寸法のものを用いて現状回復させること。

改築：改築とは建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。

除却：除却とは建築物を取り壊すこと。

4. 指定地外の取扱い

指定地外の取扱いは下記のとおり、整理する。

第 16 表 指定地外の取扱方針

区 分	指定地外の取扱方針
古墳遺構ゾーン	○史跡の隣接地の諸開発に対しては、文化財保護法及び県・市の文化財関連条例等に基づく適切な保護措置を講ずる。 ○追加指定後は、史跡指定地【古墳墳丘ゾーン】の現状変更等の取り扱い基準を適用する。
活用施設ゾーン	○史跡の隣接地の諸開発に対しては、文化財保護法及び県・市の文化財関連条例等に基づく適切な保護措置を講ずる。
周辺森林ゾーン	○文化財保護法以外の各種法律、条例に基づく。 (土砂災害防止法、景観法、富士市屋外広告物条例)

第7章 史跡の活用

第1節 活用の現状と課題

1. 富士市・須津地区の取組

(1) 富士市の取組

(ア) 現地公開

地元小学生を対象とした古墳学習を毎年実施し、浅間古墳に対する理解を深める活動を行っている。また、シティプロモーション部門が企画する「まちの魅力発見バスツアー」等を通して現地公開を実施している。

(イ) 講座・展示

社会教育課が主催する「市政いきいき講座」において、浅間古墳を解説する講座を毎年、実施しているほか、周辺の自治体と連携したシンポジウムを開催している。また、富士山かぐや姫ミュージアムや須津まちづくりセンターにおいてパネル展示などを積極的に実施している。

(ウ) SDGs の古墳マークの作成

富士市がSDGs未来都市に選定されたのをきっかけに、SDGsの17色で前方後方形を表したマークを作成し、ターゲット11「住み続けられるまちづくりを」のアイコンを加えたロゴマークを作成した。須津地区まちづくり協議会では、このロゴマークを使用した「浅間古墳ポロシャツ」を作成し、100名以上の須津地区役員が地域行事のたびに着用して活動し、常に浅間古墳をアピールしている。

(エ) 須津地区まちづくり協議会と連携した樹木調査やワークショップ

浅間古墳は近年、台風や強風の影響をうけて、墳丘上の樹木が倒れて墳丘の一部がき損したり、浅間神社の社殿の屋根に木枝が落ちる事例が確認されている。



第113図 周辺自治体と連携した浅間古墳シンポジウム



第114図 浅間古墳ポロシャツを着る地区役員

墳丘上に存在する樹木には適切な管理が必要であり、そのためにはまず、浅間古墳に存在する樹木の基本的な情報（位置、樹種、高さ、太さなど）を把握することが急務であることから、令和5年度に須津地区まちづくり協議会の協力を得て、樹木調査を実施した。

また、浅間古墳の今後のあり方を中学生から大人までが考えるワークショップを須津地区まちづくり協議会と共催して実施している。

（オ）SNS 情報発信

文化財課の公式 X（旧 Twitter）や Instagram を利用して、上記の浅間古墳の活用に関する情報や富士市の文化財情報を発信している。

（２）須津地区による取組

一般社団法人須津地区まちづくり協議会においては、その一部門として「須津古墳群活用委員会（通称「古墳クラブ」）」が設置され、地域主導による「古墳を活かしたまちづくり」の活動が須津まちづくりセンターを拠点に図られている。市文化財課と共催で多様な事業を実施している。

（ア）古墳ロードスタンプラリー

須津地区には浅間古墳をはじめとする、大小さまざまな古墳が約 200 基存在することから、これら古墳をスタンプを集めながら徒歩で周遊する事業に取り組んでいる。このスタンプラリーの特徴は、須津中学校の生徒が手作りの説明ボードなどを使いながら各古墳を紹介することにある。参加者は中学生が一生懸命に説明する姿を通じて、文化財に関心をもつ機会となっているほか、中学生自身も古墳を理解し、身近に感じることにつながっている。市文化財課もスタンプラリー当日は、古墳から出土した遺物を現地に運び、間近に見学できるように協力している。

近年は岳南電車を利用して広く市内から参加者を募る事業として拡大している。



第 115 図 世代間交流を兼ねた浅間古墳樹木調査



第 116 図 中学生も参加する浅間古墳保存活用ワークショップ

(イ) 浅間古墳カレーの発案と販売

須津小学校6年生は毎年、浅間古墳、千人塚古墳の校外見学・勉強会を実施しているほか、浅間古墳をテーマにした学習を実施している。調べる内容は各々に委ねられており、石室石材の運搬方法について実験したり、浅間古墳と他の古墳を比べた成果をパソコンでまとめ、プレゼンする授業も見られる。令和5年には、「浅間古墳をもっとアピールするための方法」について考え、提案する授業が実施され、古墳アクセサリやパフェ、スマートフォンカバーの販売、絵本(物語)の作成など多様な提案が展開された。その中で前方後方墳の形をした「浅間古墳カレー」は、地域内にあるカフェが採用し商品化され、販売されるようになった。以上の一連の学習の様子は須津小学校学校だより(令和6年2月1日)『湖頭』で紹介されている。

(ウ) 浅間古墳キャラクター作成

須津地区在住の大学生により、浅間古墳キャラクター「浅間姫」と「せんちゃん」「げんくん」のキャラクターが作成されている。「浅間姫」は須津地区の「高齢者みまもり連絡所」事業の看板にも採用され、協力する家庭の玄関にキャラクターシールが貼られている。



第117図 中学生が古墳を説明するスタンプラリー



第118図 小学生が考えた浅間古墳活用商品案



第119図 地元カフェで商品化された浅間古墳カレー

2. 活用の課題

(1) 富士市の課題

富士市における浅間古墳を中心とした活用は、主に学校教育やまちづくりとの連携が比較的綿密に図られており、須津地区内における浅間古墳の認知度は非常に高い。今後は須津地区内の多様な観光資産との連携や SNS を活用した広報等を通じて、これまで浅間古墳に関わり合いの少なかった方々へのアプローチを積極的に進めていく必要がある。また、道路整備や周遊コースの設定などが必要である。

(2) 須津地区の課題

須津地区における浅間古墳を含めた「古墳を活かしたまちづくり」への意識は高く、今後とも継続が求められる。今後は、地区内でも未だに浅間古墳との関わりが少ない世代（20～40歳代）への積極的なアプローチや市内外での周知が望まれる。

須津地区と学校教育とが連携して「古墳」をテーマとした様々な活動を実践しており、今後も継続・発展することが望まれる。

第17表 活用の現状と課題

現 状	課 題
【富士市】 ●バスツアーによる現地公開やシンポジウムの開催等を行っている。 ●SNSを利用した情報発信を始めたものの、あまり浸透していない。 ●行政と学校、地域と協働した浅間古墳の活用を実施している。 ●観光部門との連携があまりない。 【須津地区】 ●須津地区まちづくり協議会の一部門として「須津古墳群活用委員会」が組織されている。地元大学生による浅間古墳キャラクター作成、古墳アクセサリーの作成販売等、住民発案による各種活動が展開されており、地域遺産としての浅間古墳を積極的に活用したまちづくりを進めている。 ●須津地区まちづくり協議会により、浅間古墳を含めた琴平古墳（県指定）や千人塚古墳（市指定）、天神塚古墳などを徒歩で周るスタンブラーが継続して実施されている。	【富士市】 ●文化財にあまり関心のない世代・市民の掘り起こしが必要である。 ●浅間古墳の価値について積極的に情報発信する必要がある。 ●学校や地域と連携した活用は今後も働きかけていく必要がある。 ●道路整備（アクセス改善）や岳南鉄道との連携が十分ではなく、浅間古墳を含めた地域内の周遊コースができていない。 【須津地区】 ●まちづくりの活動を通じて、浅間古墳を含めた須津地区の古墳についての認知度は増してきたが、それらの活動に関わりの少ない世代（20～40歳代）において認知度が低い。 ●須津地区と小・中学校が連携した活動が盛んに実施されており、今後も継続・発展するとともに高等学校も含めた連携が望まれる。

第2節 活用の方向性

- 浅間古墳を含めた「古墳を活かしたまちづくり」を地域住民と協働して進め、日常管理やイベントの実施を通じて地域の賑わいや生涯学習の場を維持・創出する。
- 市内の小中学校や高等学校と連携した地域学習の機会をより充実させ、AR や VR などの ICT を活用し、次世代を担う若者目線での情報を発信する。
- 浅間古墳周辺の文化財や豊かな自然、アクティビティを結び付けるとともに、隣接する市町とも連携した周遊コースの設定により健康増進機会を提供する。

第3節 活用の方法

(1) 積極的な現地公開

市が主催する講座や事業に加え、地区が主催するイベントなどにおいて現地公開を積極的に計画し、浅間古墳の本質的価値をより多くの人に伝える機会を作る。

(2) 常設・企画展示での資料公開

富士市立博物館では、市の歴史を体系的に学ぶことができる。浅間古墳の常設展示は、解説パネルのみで、近年の調査成果の反映がないため、浅間古墳の理解を進めるために立体模型を使用するなど、視覚的に理解できる展示を検討する。ただし、富士市立博物館は浅間古墳から 10km ほど離れているため、浅間古墳付近において須津まちづくりセンターを「サイトミュージアム」として位置付けて、須津古墳群全体を理解するための展示のあり方なども検討する。

(3) 学校教育における活用

須津地区やその他の小中学校を対象に、浅間古墳を通じた総合的な学習の機会を作る。体験事業や出前授業の実施のほか、社会科で利用する副読本を改訂し、子どもたちが地域の文化財に興味関心を持ち、郷土への愛着を育むための機会を提供する。

市内小学校の教員研修への対応としては、研修プログラムにおいて、本計画や市内の文化



第120図 周辺自治体と連携した展示会



第121図 地元小学生の浅間古墳探索

財全般に関する情報提供を行い浅間古墳を活用するための素材を提供する。

(4) 情報コンテンツの充実

高等学校と連携して文化財パンフレット、ガイドブックを作成するほか、次世代を担う若者目線での ICT を活用した情報発信を行う。浅間古墳の価値の発信や須津古墳群の魅力を広く共有することで、文化財の保存、活用に向けた環境整備に取り組む。

(5) 生涯学習・まちづくりにおける活用

まちづくりセンター講座や市政いきいき講座などを通じて、浅間古墳の保存・活用に関する多様な取組を紹介し、市民が文化財の保存や活用への参画に興味を持つ機会を提供する。

また、須津古墳ロードスタンプラリーや様々な活用事業について、積極的に支援する。その例として、植物観察や昆虫観察、天体観測など浅間古墳を総合学習の場としても活用し、異なる世代間の交流が図れるような事業を地域とともに企画する。

さらには、須津地区の歴史文化（神社、旧道、伝承など）や自然景観（樹木、風景、川など）などを観光資源として結び付け、市内外からさまざまな人々が訪れ、楽しく史跡巡りができるように関連部局や機関と連携し、活用を進める。

(6) 健康推進の場としての活用

須津古墳ロードスタンプラリーのルートを活かして、日常の気軽な運動に適したウォーキングなど、市民その他の健康増進の場、緑豊かな憩いの場としての機能を検討する。

また、令和2年度から富士市を拠点に活動している地域密着型プロサイクリングチーム「レバンテフジ静岡」などと協働して、史跡周辺の文化財や豊かな自然、アクティビティを有機的に結び付けるとともに、隣接する市町の古墳を周遊するルートを設定し、市民の健康増進機会を提供する。

(7) 広域連携

浅間古墳と同時期の大型古墳が所在する近隣自治体とシンポジウムやサミットなどを合同で開催することで情報発信に努める。また、他の史跡において保存や活用に取り組む市民団体と交流を図り、多様な取組事例の情報交換等を行うことで、浅間古墳の幅広い活用へとつなげていく。



第 122 図 小学校、地区と協働した発掘体験



第 123 図 地元大学生がデザインしたキャラクターグッズ

第8章 調査・研究

第1節 調査・研究の課題

墳丘の現状観察及び測量調査の結果からは、明らかに古墳の一部分と判断できる範囲が史跡に指定されていない。また、葺石の残存状態、後世の改変等が明らかでない上、出土遺物が明確でないことから、浅間古墳の正確な築造時期について判断する材料がない。加えて、浅間古墳では地中レーダー探査を実施し、後方部墳頂中心部分において埋葬施設と想定される構造物が存在し、竪穴式石室が存在する可能性が指摘されているが、その形状や遺存状況が明らかになっていない。

浅間古墳をはじめとする静岡県内の古墳研究が関係自治体や研究者との連携により進められ、最新の調査・研究から新たな知見や成果が得られている。

第2節 調査・研究の方向性

- 浅間古墳の範囲や築造方法、埋葬施設の形状などを正確に把握するとともに、葺石の残存状況や後世の改変等を適切に把握するため、史跡指定地内外における発掘調査を計画的に実施する。
- 大学や研究機関、隣接する市町との共同研究を実施し、浅間古墳のもつ考古学的位置づけをより明確にする。

第3節 調査・研究の方法

1. 古墳の範囲確認・保存活用・整備を目的とした発掘調査の実施

(1) 墳丘規模・範囲の確定

最新の測量調査成果からは墳長90.8mに推定復元できるが、古墳の最も基礎的なデータである墳丘規模を確定させることは、東海地方最大の前方後方墳という本質的価値を明確にすることにつながる。そのため、墳丘の主軸上の【前方部東トレンチ】及び【後方部西トレンチ】を設定し発掘調査を実施する。

墳丘の範囲を確定することは保存する範囲を明確にすることにつながるため、【前方部南トレンチ】、【前方部北トレンチ】【後方部南トレンチ】【後方部北トレンチ】を設定し、発掘調査を実施する。あわせて、前方後円墳ではなく前方後方墳であることを発掘調査からも明確にするために【南くびれ部トレンチ】及び【後方部南西コーナートレンチ】の発掘調査を実施する。

(2) 墳丘遺存状態及び墳丘構築過程の確認

浅間古墳の墳丘斜面には葺石と考えられる川原石が散見され、特に後方部西側の崖状に掘削されている部分については、散乱している状況にある。墳丘斜面における段築の存在や葺石の設置・残存状況などの確認や、後世の削平による墳丘への影響を明確にするために、【前方部北・東・南の各トレンチ】及び【後方部北・西・南の各トレンチ】の発掘調査を実施する。

(3) 周溝及び古墳造成範囲の確認

現況観察から墳丘北側には周溝が存在すると想定され、また、墳丘南側及び東側は墳丘盛土の確保や古墳の視認性の確保を目的とした平坦面が造成されていると想定される。保存範囲を確定する必要があるため、【前方部北・東・南の各トレンチ】及び【後方部北・南の各トレンチ】の発掘調査を実施する。

(4) 埋葬施設の形状、遺存状況の確認

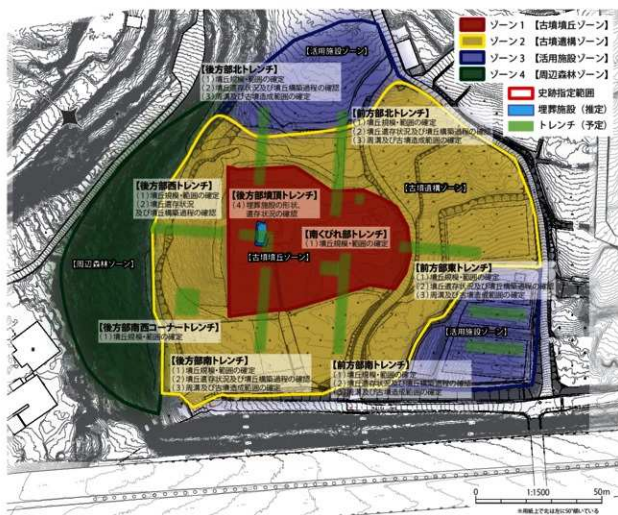
後方部墳頂平坦部分において、地下に存在することが想定される埋葬施設の形状や遺存状況を確認するために【後方部墳頂トレンチ】を設定して発掘調査を実施する。

(5) 活用施設ゾーンの遺構有無の確認

活用施設ゾーンについて、できるだけ早い段階でトレンチ調査を実施して、遺構の有無を確認する。

2. 大学、研究機関、関係自治体との共同研究の実施

浅間古墳が築造された背景を列島規模で明確化していくため、大学や研究機関、関係自治体と情報共有するとともに共通テーマに基づいた共同研究や文献調査等を実施する。



第 124 図 発掘調査を検討する箇所

第9章 史跡の整備

第1節 整備の課題

神社境内地として維持管理してきたことから、浅間古墳のための見学道やガイダンス施設、アクセスが整備されておらず、多くの人が古墳に集まることが難しいため、現状は浅間古墳現地における活用事業を実施、展開することの制限が多い。

第18表 整備の現状と課題

現 状	課 題
●指定地に入る二つのルートが存在する。 一つは浅間神社の鳥居をくぐり、墳丘南側から墳頂に上がるルートである。標識、解説看板を眺めたのち、浅間神社の参道としての石階段を上がる。もう一つは墳丘北東の農道から周溝と想定される部分を通して、前方部北側から墳丘に上がるルートである。 ●後方部西側斜面が崖状になっており、葎石が散乱し、盛土が崩れている場所が散見される。 ●墳丘南側の石階段の下に史跡標識と解説看板が設置されている。 ●後方部墳頂で存在が明らかとなった埋葬施設についての説明や表示はなされていない。 ●本質的価値の理解を推進するためのガイダンス施設等はない。 ●指定地及び周辺においてトイレや駐車場がなく、史跡までのアプローチ道路の幅員が狭く、車両での来訪が非常に困難である。 ●浅間古墳へのルートを示す案内板は、数ヶ所存在するが、急傾斜の坂道を案内する導線となっている。	●墳丘南側から墳頂に上がるルートは、石階段が急勾配で、一部崩れており危険である。前方部北側から墳丘に上がるルートは、古墳遺構ゾーン内にある富士市が所有する古墳用地ではあるが、未整備である。このため、墳頂に上がるルートを見直し、史跡見学に適したルートを整備する必要がある。 ●崖状に削られた墳丘部分の、崩落などの発生・進行を防ぐ方法を検討する必要がある。 ●本質的価値の理解を推進するための施設が少なく、設置している解説看板も史跡の範囲が示されていないなど内容が不十分である。 ●埋葬施設の存在を伝える説明や位置を示すことが必要である。 ●史跡の公開・活用に関する能動的な取組が少なく、学習の場や教材の提供ができていない。 ●指定地周辺に来訪者の安全かつ利便性を図るため、見学道やトイレ、駐車場を確保する必要がある。 ●浅間古墳への案内板は、須津古墳群や須津地区の地域資源を周遊できるルートづくりと連携した方法を検討する必要がある。

第2節 整備の方向性

- 浅間古墳を適切に保存するために必要な保護工事や計画的な樹木の管理、伐採を行う。
- 安全に浅間古墳を見学できる見学道を整備するとともに、浅間古墳へのアクセスルートを整備し、駐車場やガイダンス施設、便益施設の整備を行う。

第3節 整備の方法

1. 保存のための整備

(1) 墳丘上の木竹の除去【古墳墳丘ゾーン】【古墳遺構ゾーン】

倒木などで墳丘がき損しないよう、史跡の保存のための計画的な木竹の伐採を実施する。

(2) 削平された墳丘斜面の保護【古墳墳丘ゾーン】【古墳遺構ゾーン】

指定地西辺を中心に、後世の削平を受けており、今後、墳丘土の流失を防止しなければならない。そのため、法面養生が必要な箇所を整理し、法面の保護工事を実施する。整備に際しては、墳丘土の掘削は極力行わない整備手法を検討する。

(3) 保存施設（解説板、境界標）【古墳墳丘ゾーン】【古墳遺構ゾーン】

見学道の入口に史跡全体の解説板を設置する。また、境界標を適切に設置する。

2. 活用のための整備

(1) 活用のための木竹の除去【古墳墳丘ゾーン】【古墳遺構ゾーン】

浅間古墳からの眺望、浅間古墳の視認性の確保のため、適切な木竹の除去を行う。

(2) 効果的な案内板・説明板の設置【活用施設ゾーン】及び周辺

浅間古墳を含めて、琴平古墳、千人塚古墳の周遊的見学や須津まちづくりセンターからの直接的見学など、様々な見学者に対応するための案内板の設置を検討する。

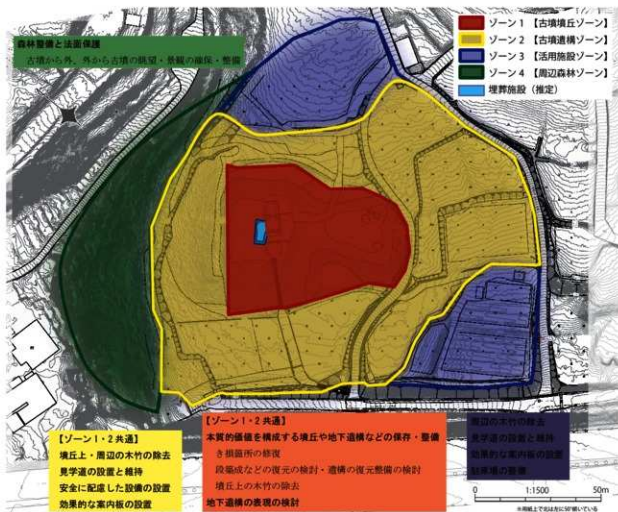
埋葬施設が存在など浅間古墳の本質的価値を説明する看板設置とともに、既存の説明板の改修を実施し、見学時に文化財の内容を知ることができるように整備を進める。また、統一したデザインや多言語化を進めることで、来訪者の利便性を高めていく。

(3) 遺構の整備手法の検討【古墳墳丘ゾーン】【古墳遺構ゾーン】

浅間古墳の本質的価値を顕在化させるため、整備手法を検討する。近年ではAR/VRなどの技術が進歩し、復元整備以外の選択肢も増加している。浅間古墳の整備についても、墳丘上に所在する神社の取扱いなどを踏まえながら、適切な整備手法を検討する。

(4) 活用のための見学道の設置【古墳墳丘ゾーン】【古墳遺構ゾーン】【活用施設ゾーン】

本質的価値を伝えるうえで必要な見学ルートを検討し、見学道を設置する。



第125図 計画地のゾーニング別の主要な整備の方法

（５）ガイダンス施設の整備

浅間古墳に隣接して、古墳の本質的価値を理解するためのガイダンス施設を建設する。ただし、ガイダンス施設建設までの間は、須津まちづくりセンターを「サイトミュージアム」として位置付けるとともに、千人塚古墳など須津古墳群全体を理解するための展示を通じて歴史学習の機会を提供する。

（６）駐車場の整備【活用施設ゾーン】及び周辺

駐車場については須津まちづくりセンターや周辺施設（寺院）への協力を求めるとともに、古墳の立地する丘陵下の県道沿いにも大型バスなどが駐車できるスペースの確保・借用を検討するほか、古墳に隣接した箇所にも駐車場を整備することを検討する。

（７）森林整備と法面保護【周辺森林ゾーン】

古墳からの眺望に加え、浅間古墳の本質的価値である視認性を確保するために樹木の高さを適切にコントロールすることに加え、墳丘の崩落や大規模な地滑りが発生することで古墳がき損することがないよう協力を求める。

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の課題

浅間古墳の運営体制の現状は、管理団体である富士市が、土地所有者である浅間神社関係者とともに保存管理を担っているほか、有識者や地域住民等の協力を得て、様々な取組を実施している。人口減少が著しい状況下においても、浅間古墳に関する維持管理や公開活用事業のさらなる充実が図られるよう、多くの主体者の参加・支援を得ていくことが重要であり、そのために必要な組織や体制に関する課題を整理する。

第19表 運営体制の現状と課題

現 状	課 題
●史跡指定地の保存管理については、日常的に浅間神社氏子と情報共有を行っている。周辺部の農地・山林の土地所有者に対しても、史跡の重要性を説明し、調査や管理に対する理解や協力を得るよう努めている。 ●富士市文化財保存活用地域計画推進協議会において、文化財全般の事業進捗について、関係部局と情報共有を行っている。関係部局とは、学校教育、社会教育、まちづくり、観光、シティプロモーション部門であり、浅間古墳の主に活用の観点において庁内連携が図られている。 ●富士市内の史跡の保存や整備に関する審議を行う「富士市史跡保存整備推進委員会」のもと、専門的見地から助言・指導を得る組織を整えている。 ●須津地区まちづくり協議会や地元の小中学校と連携して、浅間古墳の現地公開や樹木調査、イベント等を実施している。これらの取組により、浅間古墳に対する認識・理解は広がりつつある。	●周辺部において荒廃農地や竹林があり拡大が懸念されるため、これらの土地所有者に対し、今後の意向を把握する必要がある。 ●推進協議会には、道路整備やまちなみ整備、農地政策などの都市整備部門は含んでいないことから、本計画に基づく保存管理や整備に関する事業について情報共有を図る必要がある。また、担当課である文化財課において、保存活用に関わる専門職員の適正配置など体制整備が必要である。 ●浅間古墳の保存活用事業推進にあたり、学識経験者や学校教育関係者など様々な専門的立場から助言を得るための組織として、富士市史跡保存整備推進委員会を継続する必要がある。 ●浅間古墳に関心が高まり、より多くの人々の参画を得ながら保存活用を推進するためには、須津地区まちづくり協議会を中心に、地元の大学や企業との連携等も求められる。

第2節 運営・体制の方向性

- 浅間古墳の保存活用は、管理団体である富士市が所有者とともに適切に行うことを基本とする。
- 富士市は、文化財課、庁内連携、専門家の指導助言組織などについて、必要に応じて既存の組織を見直して、浅間古墳の保存活用事業にかかる適切な体制を整える。
- 維持管理や公開活用事業の充実を図るため、富士市は須津地区まちづくり協議会と連携し、浅間古墳に関する活動が広がるよう体制整備を進める。

第3節 運営の方法

1. 土地所有者との連携

史跡浅間古墳の保存管理は、史跡の所有者である浅間神社関係者と富士市が行うことが基本であり、文化財保護法及び本計画に基づき両者が十分な意思の疎通を図りながら行うものとする。また、周辺部の所有者等に対しては、荒廃農地の解消や発掘調査等の取組みについて、理解と協力を得て実施できるよう働きかける。

2. 庁内及び関係機関との連携

富士市文化財保存活用地域計画推進協議会に参画する関係部局の実務担当者にて構成される庁内ワーキングにおいて、浅間古墳保存活用施策について情報共有を行い、学校教育（小・中・高校）、社会教育、観光振興、地域コミュニティなど関連事業の情報収集や他課担当者への協力要請を行う。さらに今後の史跡周辺の整備を見据え、道路整備やまちなみ、農地政策などを所管する都市整備部門との定期的な情報共有の場を組織し、史跡の整備の方向性について連携をしていく。

また、浅間古墳の保存活用事業全般を総括する文化財課において、必要な技術や経験を有する職員の適正配置を行い、体制強化に努める。

3. 専門的な指導・助言

浅間古墳に関する事業について、専門的な指導・助言を得ていくために、富士市史跡保存整備推進委員会を継続するほか、発掘調査、景観保全など検討課題ごと下部組織（専門部会）を設けるなど、一部組織の改変（見直し）を行う。

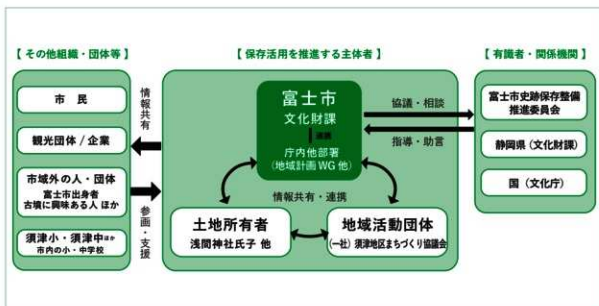
4. 地域連携等

須津地区まちづくり協議会における浅間古墳に関する活動は、すでに多岐にわたることから、富士市は活動が円滑に進むように情報提供等の支援を継続する。日常的・定期的な浅間古墳の清掃美化・下草刈り、周遊ルートの点検などに関して、地域活動団体等の協力・参加

が得られるような仕組みを検討する。

歴史学習や地域学習のフィールドワークとして活用するだけではなく、浅間古墳を含む須津古墳群全体の案内ガイドの育成や、周辺部における花植え活動など、環境整備や案内解説において地域住民との協働を促進する。

さらに、富士市出身者、地元大学、企業等、浅間古墳に関心を持つ多様な主体者に向けて情報発信を行い、各種事業への参画・支援につながる体制の仕組みを検討する。



第 126 図 保存活用推進体制イメージ

第11章 施策の実施計画

第1節 施策の実施計画の策定

第6章（保存管理）から第10章（運営・体制）に定めた方向性・方法を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの期間等を示す。期間については、令和7年度から令和11年度までの5か年を短期とする。

その後の令和12年度から令和16年度までの5か年を中期とし、短期での取組・成果を踏まえ、計画に位置付けている取組について検討する。なお、新たな状況や中期から短期への取組の前倒しなどには、柔軟に対応する。

こうした考え方にに基づき、施策の実施計画を総括表としてまとめる。

第2節 施策・事業の実施への対応

今後、浅間古墳に関わる多岐に渡る取組を円滑に進めるためには、限られた予算と人員を有効に活用する視点を持ちながら、次のような課題に対応することが求められる。

（1）必要な予算の確保

浅間古墳の保存・調査・活用・整備、とりわけ整備を計画的に進めるためには、国、県との緊密な連携を前提とし、必要な財源の適正な確保に努める必要がある。

このため、事業の必要性やねらい、効果などを明確にし、計画的・効率的な事業計画等を作成し、事業費の確保を図る。

（2）優先順位の設定と段階的な事業実施

浅間古墳の施策・事業は、多岐にわたっており、前記の「施策の実施計画」を踏まえ、優先順位を検討し、段階的に施策・事業の実施を図る。

（3）計画・事業の進行管理

計画・事業を円滑かつ効果的に進めるために定期的な経過観察や事業の中間点、終了時点または、毎年度において、計画・事業の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、当該計画・事業の改善・見直し、関係する他の事業への反映に努める。

第20表 実施計画の総括表

区 分		短期 (R7～R11)					中期 (R12～R16)					長期
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
保存 管理	維持管理・点検 管理・点検 計画						継続的実施					
	樹木管理・伐採		計画検討				継続的実施					
	現状変更等						現状変更等手続き					
	土地の公有地化	地権者協議	範囲検討	農業委員会 等調整	公有化事業	公有化事業						
	追加指定					範囲検討	追加指定 申請準備					
活用	積極的な現地公開											
	富士市立博物館 などでの資料公開											
	学校教育における活用											
	情報コンテンツの充実											
	生涯学習・まちづくりにおける活用											
	健康推進の場としての活用											
	広域連携											
調査・ 研究	考古学的調査 (発掘調査など)	調査計画 	発掘調査	発掘調査	発掘調査	発掘調査	発掘調査	総括報告書				
	資料調査											
整備	整備基本計画					計画策定						
	主として保存のための整備						基本設計作成	実施設計	整備工事			
	主として活用のための整備						基本設計作成	実施設計	整備工事			
運営・ 体制の 整備	土地所有者との連携											
	庁内及び関係機関との連携											
	専門的な指導・助言											
	地域連携等											

第12章 経過観察

第1節 方向性

経過観察の結果（評価）はPDCAサイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

第2節 経過観察の方法

1. 経過観察の基本的な内容と手順

経過観察は史跡の管理団体である富士市（教育委員会文化財課）が実施する。また、教育委員会の社会教育課と学校教育課に加え、シティプロモーション課、まちづくり課、文化スポーツ課、交流観光課、みどりの課、農政課（農業委員会）、道路整備課等多数の関係部署と連携し、浅間古墳の保存管理・活用・調査・整備に関わる取組の整理・共有化を行う。

経過観察は、次の大きく3段階で取り組む。

- ステップ1: 現状把握及び施策・事業の実施状況の確認
- ステップ2: 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価
- ステップ3: 大綱・基本方針への寄与と改善点・課題の把握

2. 現状、把握及び施策・事業の実施状況の確認（ステップ1）

史跡指定地及び必要に応じて取り巻く環境（史跡周辺地域）の現状を把握する。また、浅間古墳に関わる事業の実施の有無、実施していない事項の確認などを行う。

経過観察に際してはこの手法を基本にし、詳細な内容又は新たな指標として設定するとともに、それぞれの指標に対応した経過観察シートなどを作成する。なお、ステップ1における実施状況の把握は、ステップ2の「実施した施策・事業の妥当性・効果の確認」に資するよう、実施の有無だけでなく、状況内容も把握する。

3. 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価（ステップ2）

実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価を判断基準（視点）と方法をもとに行う。

4. 寄与と改善点・課題の把握（ステップ3）

実施した施策事業は「大綱・基本方針」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。

ステップ1、2の結果及び史跡浅間古墳に関わる委員会、その他市民・地域活動団体等の意見を踏まえ、文化財課が中心となって関係部局による協議を行い総合的に評価・判断する。

第21表 経過観察の指標と手法(1)

分野	経過観察の基本的指標 (実施の有無、状況・内容の把握)	経過観察の手法	
		方法、点検主体	時期・期間
1 保存 (保存管理)	1-1 本質的価値を構成する要素(構成要素A)は確実に保存されているか(き損の有無)。	○文化財課、地元有志による定期的及び災害時における点検・記録 ○須津まちづくり協議会須津古墳群活用委員会等との連携⇒点検に関する情報の文化財課への提供	季節ごと(原則2~4回/年)災害時 下記「1-3」と合わせて対応
	1-2 樹木・下草は、どのような状況か。 ・下草の繁茂の状況 ・樹木の繁茂及び景観(眺望)の状況	○文化財課、地元有志による定期的な点検・記録 ○須津まちづくり協議会須津古墳群活用委員会等との連携(再掲) ○草刈り、清掃美化の活動の実施⇒それと一体的に点検を検討	上記「1-1」と一体的に点検・記録 年数回(夏期、その他)
	1-3 史跡指定地及びその周辺の環境美化、景観の状況はどうか。 ・ゴミの散乱、不法投棄の有無	○文化財課、地元有志による定期的な点検・記録 ○須津まちづくり協議会須津古墳群活用委員会等との連携(再掲)	上記「1-1」と一体的に点検・記録
	1-4 追加指定に向けた取組は行っているか。	○文化財課による確認	毎年度(追加指定まで)
	1-5 現状変更等の申請はあったか、適切に対応したか。	○文化財課による確認	毎年度
	1-6 史跡指定地やその周辺において、災害や事故は起きなかったか。	○防災危機管理課、市民安全課、文化財課による把握・確認	毎年度
	2-1 浅間古墳の積極的な現地公開、常設・企画展示手の資料公開を行ったか。	○文化財課による確認	毎年度
2 活用	2-2 学校教育において活かされているか。	○学校教育課による把握・確認 ・現地での体験学習の場(機会)の確保 ・小・中学校における授業 ・副読本の活用	毎年度
	2-3 情報コンテンツの充実に向けて、文化財パンフレットの作成や情報発信を行ったか。	○文化財課、シティプロモーション課による確認	毎年度
	2-4 社会教育(生涯学習)において活かされているか。	○社会教育課による把握・確認 ・現地での体験学習の場(機会)の確保 ・講演会・講座の開催	毎年度
	2-5 まちづくりの向上や健康推進のために、浅間古墳と他の文化財、観光資源をつないだ利活用を行ったか。	○文化財課、まちづくり課、交流観光課による把握(集約・整理は文化財課)	毎年又は毎年度の集計・整理
	2-6 近隣自治体との連携を深め、シンポジウムなどの開催や情報交換等を行ったか。	○文化財課による確認	毎年度

第22表 経過観察の指標と手法(2)

分野	経過観察の基本的指標 (実施の有無、状況・内容の把握)		経過観察の手法	
			方法、点検主体	時期・期間
3 調査・研究	3-1	調査・研究調査を実施したか。	○文化財課による把握・確認 ○史跡保存整備推進委員会などによる外部評価	毎年度
	3-2	各種調査によって浅間古墳に関して新たな成果を明らかにしたか。	○文化財課による把握・確認 ○史跡保存整備推進委員会などによる外部評価	毎年度
	3-3	新たに解明された成果を適切に公開したか。	○文化財課による把握・確認 ○史跡保存整備推進委員会などによる外部評価	毎年度
4 整備	保存のための整備	4-1 倒木で墳丘がき損しないよう、計画的な木竹の伐採を行ったか。	○文化財課による把握・確認	事業を予定している年度
		4-2 墳丘土の流失防止のために、法面養生が必要な箇所を整理し、保護工事を行ったか。	○文化財課による把握・確認	事業を予定している年度
		4-3 本質的価値を構成する要素以外の保存に関する整備は行ったか。	○文化財課による下記の事項の把握・確認 ・保存施設(解説板、境界標)の整備(新設、修繕・更新)	事業を予定している年度
	活用に関わる整備	4-4 浅間古墳からの眺望の確保のために、適切な木竹の除去を行ったか。	○文化財課による把握・確認 ・眺望の状況 ・樹林の管理(間伐、枝打ち)	毎年度
		4-5 効果的な案内板・説明板の設置を行ったか。	○文化財課による把握・確認 ○史跡保存整備推進委員会などによる外部評価	毎年度
		4-6 本質的価値を顕在化させるための整備手法を検討したか。	○文化財課による把握・確認 ○史跡保存整備推進委員会などによる外部評価	毎年度
		4-7 必要な見学ルートを検討及び設置したか。	○文化財課による把握・確認 ○史跡保存整備推進委員会などによる外部評価	毎年度
		4-8 ガイダンス機能及び駐車場の整備・充実に取り組んだか。	○文化財課による把握・確認 ○史跡保存整備推進委員会などによる外部評価	毎年度
5 運営・体制の整備	5-1	土地所有者や庁内及び関係機関との連携を行ったか。	○文化財課による把握・確認	毎年度
	5-2	富士市史跡保存整備推進委員会を継続し、浅間古墳に関して専門的な指導・助言を得たか。	○文化財課による把握・確認	毎年度
	5-3	須津地区まちづくり協議会を中心に様々な団体が参画する体制を検討したか。	○文化財課による把握・確認	毎年度

